

鳥取県訓令第11号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、<u>農林水産部農林総合研究所企画総務課</u>、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、<u>農林水産部農林総合研究所企画総務部</u>、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p>																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東部総</td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所県税局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合事務</td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所福祉保健局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所生活環境局</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所農林局</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八頭総</td> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭総合事務所農林局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合事務</td> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭総合事務所県土整備局</td> </tr> </tbody> </table>	鳥取県	鳥取県東部総合事務所県民局	東部総	鳥取県東部総合事務所県税局	合事務	鳥取県東部総合事務所福祉保健局	所	鳥取県東部総合事務所生活環境局		鳥取県東部総合事務所農林局		鳥取県東部総合事務所県土整備局	鳥取県	鳥取県八頭総合事務所県民局	八頭総	鳥取県八頭総合事務所農林局	合事務	鳥取県八頭総合事務所県土整備局
鳥取県	鳥取県東部総合事務所県民局																		
東部総	鳥取県東部総合事務所県税局																		
合事務	鳥取県東部総合事務所福祉保健局																		
所	鳥取県東部総合事務所生活環境局																		
	鳥取県東部総合事務所農林局																		
	鳥取県東部総合事務所県土整備局																		
鳥取県	鳥取県八頭総合事務所県民局																		
八頭総	鳥取県八頭総合事務所農林局																		
合事務	鳥取県八頭総合事務所県土整備局																		

鳥取県 中部総 合事務 所	鳥取県中部総合事務所地域振興局
	略
鳥取県 西部総 合事務 所	鳥取県西部総合事務所地域振興局
	略
	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局
	鳥取県西部総合事務所日野振興センタ ー日野振興局
	鳥取県西部総合事務所日野振興センタ ー日野県土整備局
鳥取県 東部農 林事務 所	鳥取県東部農林事務所（鳥取県東部農 林事務所八頭事務所を除く。）
	鳥取県東部農林事務所八頭事務所

(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務課、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(安全推進者)

第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。

2 安全推進者は、部局の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

(総括安全衛生管理者等の代理者)

鳥取県 中部総 合事務 所	鳥取県中部総合事務所県民局
	鳥取県中部総合事務所県税局
鳥取県 西部総 合事務 所	略
	鳥取県西部総合事務所県民局
	鳥取県西部総合事務所国際マンガサミ ット実施本部
	鳥取県西部総合事務所県税局
	略
	鳥取県西部総合事務所県土整備局
鳥取県 日野総 合事務 所	鳥取県日野総合事務所県民局
	鳥取県日野総合事務所福祉保健局
	鳥取県日野総合事務所農林局
	鳥取県日野総合事務所県土整備局

(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。

(5) 略

(安全推進者)

第6条の2 部局等（鳥取県行政組織条例第2条に規定する部局等並びに同条例第15条第1項に規定する会計管理者及び労働委員会事務局をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。

2 安全推進者は、部局等の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3・4 略

(総括安全衛生管理者等の代理者)

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては部局の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(連絡協議会の組織)

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

(1) 本庁（地域振興部東部振興監東部振興課を除く。）の職員 1人

(2) 地域振興部東部振興監東部振興課の職員 1人

(3) 鳥取県中部総合事務所の職員 1人

(4) 鳥取県西部総合事務所の職員 日野振興センター及び日野振興センター以外からそれぞれ1人

(5) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（鳥取県中部総合事務所、鳥取県西部総合事務所、鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所及び鳥取県東部農林事務所を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人

(6) 職員団体の推薦を受けた職員 前各号に定める人数を合計した人数

3 略

別表（第5条、第6条、第15条関係）

中部総合事務所県土整備局	西部総合事務所米子県土整備局	西部総合事務所日野振興センター	日野県土整備局	鳥取県土整備事務所	八頭県土整備事務所
--------------	----------------	-----------------	---------	-----------	-----------

第8条 略

2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあつては福利厚生課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあつては部局等の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあつては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

3 略

(連絡協議会の組織)

第12条 略

2 連絡協議会の会長（以下この条から第14条までにおいて「会長」という。）は総務部長の職にある者を、健康管理責任者は福利厚生課長の職にある者を、施設管理責任者は営繕課長の職にある者を、連絡協議会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）は会長が職員のうちから指名した者をもって充てる。この場合において、会長は、次の各号に掲げる者の中から、当該各号に定める人数の委員を指名するものとする。

(1) 本庁の職員 1人

(2) 総合事務所（第2条第3号の表の左欄に掲げる地方機関をいう。以下同じ。）の職員 総合事務所ごとに1人

(3) 第15条第1項の規定により衛生委員会を置く地方機関等（総合事務所を除く。）の職員 当該地方機関等ごとに1人

(4) 職員団体の推薦を受けた職員 9人

3 略

別表（第5条、第6条、第15条関係）

東部総合事務所県土整備局	八頭総合事務所県土整備局	中部総合事務所県土整備局	西部総合事務所県土整備局	日野総合事務所県土整備局
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。